（様式第１号別紙１）

大泉町地方就職支援金の支給申請に関する誓約事項

１　大泉町地方就職支援金の支給に関する報告及び立入調査について、大泉町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、大泉町地方就職支援金支給要項に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。

（１）地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が判明した場合

（２）地方就職支援金の申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

（３）地方就職支援金の申請日から１年以内に大泉町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本町に住民票がある場合を除く）

（４）地方就職支援金の要件を満たす職を就業開始日から１年以内に辞した場合（ただし、退職から３か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）

（５）本町への転入日から１年以内に大泉町以外の市区町村に転出した場合
（ただし、在学中住民票を移しておらず転入日が明確ではない者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から１年以内に、大泉町から転出した場合）

３　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを誓約します。